

2020年度 長野南運動部活動方針

本方針策定の趣旨

本方針は、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月スポーツ庁）に則り、高等学校段階の運動部活動を対象とし、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

1 長野南運動部活動方針

- (1) 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツを楽しむことで運動週間の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送るようにする。
- (2) 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。
- (3) 長野南高校として運動部活動の指導・運営に係わる体制を構築する。

2 適切な運営の為の体制

- (1) 運動部活動の方針の策定等
 - ア 校長は毎年度「学校の運動部活動に係わる活動方針」を策定する。
各部顧問は年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに月ごとの活動計画、活動実績を作成し管理職に提出する。
各部顧問は生徒・保護者に対して年度の初めに年間計画を示すとともに、月ごとに予定表を配布し、計画的な部活動運営を行う。
 - イ 校長は上記アの活動方針及び活動計画等を学校のホームページの掲載等により公表する。
- (2) 指導・運営に係わる体制の構築
 - ア 校長は生徒や教師の教、外部指導者の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に運動部活動を実施できるよう、適正な数の運動部を設置するよう図る。
 - イ 校長は、運動部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や、外部指導者の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営管理に係わる体制の構築を図る。
 - ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
 - エ 校長は、教師の運動部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日文科科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係わる取組の徹底について（平成30年2月9日付け29文科初1437号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

3 安全で効率的・効果的な活動の推進

- (1) 適切な指導の実施
 - ア 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、また、次の指針等の取扱いにも十分留意して、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
 - 熱中症事故防止の観点から、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、例えば気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域時間帯における活動を原則として行わないようにする等、適切に対処する。
 - 重大事故の防止に向け、「頭頸部外傷事故発生時の対応フローチャート」（長野県教育委員会）を体育施設等に掲示するとともに、安全に十分配慮して指導する。脳しんとうを含む頭頸部損傷における競技への復帰に際しては、医師の診断を仰ぐ等、適切に対処する。

イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られるよう指導を行う。

また、専門の見地を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 運動部活動用指導手引きの活用

運動部顧問は、中央競技団体が作成する指導手引を活用して、適切な指導を行う。

4 適切な休養日等の設定

(1) 運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、高等学校段階では、各学校において中学校教育の基礎の上に、心身の発達や進路に応じて、多様な教育が行われていることも留意し、以下を基準とする。

○ 学期中は、原則として、週当たり2日以上 of 休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)

○ 長期休業中の休養日の設定は、原則として、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

○ 1日の活動時間(身体的な活動を行う時間)は、平日及び学校の休業日(学期中の週末を含む。)とともに、長くとも3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

なお、大会や練習試合等で、基準とする1日の活動時間を上回る場合には、他の日の活動時間を調整するなど、週あたりの活動時間にも留意する。

5 学校単位で参加する大会等

(1) 本校の運動部が参加する大会は学校体育団体の主催若しくは共催する大会とする。それ以外の大会への参加については、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、実態に応じて定めることとする。

(2) 校長は上記を踏まえ、参加する大会等を精査する。